

2012年3月30日

徳島大学病院長
安井 夏生 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長代行 樋浦 明夫

6h パート看護助手の契約条件改善に関する懇談会の

まとめと病院長への回答の要望

日時・場所：2012年3月28日(水) 11:00～11:55 病院臨床研究棟小会議室

組合側出席者：書記長、中央執行委員3名

病院側出席者：看護部長、副看護部長、事務部長、総務課長、人事課課長補佐
総務課労務担当専門職員（陪席）

記

話し合いの内容、確認された事項は以下の通りです。つきましてはご多忙のところまことに恐縮ですが、下記⑦の点につき、病院長としての回答を希望します。回答は2週間以内程度（4/13ごろまで）を希望します。

- ① 病院側より、看護助手については今まで以上に看護部で丁寧に意見集約に努めているとの説明があった。看護師についても、今後ともさまざまな経路を活用して意見集約に努める旨、説明があった。
- ② 病院側より、「6時間パート職員（雇用期限の定めなし）看護助手の、契約職員（雇用期限の定めなし）への契約替えについては、現時点では組合側の要望を受け入れることはできないとの回答があった。
- ③ 組合から、さる3月23日に労働契約法の改正が閣議決定され、「同じ職場で5年を超えて働いた場合には本人の希望により雇用期限を撤廃する」「雇い止めの制限」「クーリング期間は6か月とする」などが決められたことを説明し、これが法制化された場合には現在徳島大学で行われているような「1か月のクーリング期間」は通用しなくなるため、大学側も緊急に対応を迫られている状況であることを説明した。
- ④ 組合としては、雇用期限が全学的に撤廃された場合、現在は3年の雇用期限ごとにポストが空く契約職員（看護助手）のポストが空かなくなり、雇用期限なしの契約職員への

契約替えを希望している 6 時間パート職員（看護助手）の契約替えが困難になることが予想されるため、仮に契約職員の空きポストがなかった場合でも、今回希望を出している 3 名の看護助手の契約変更を行ってほしいと要望した。

- ⑤ 看護部としては、「現在、熱心に勤務している優秀な人たちについてはよりよいポジションで長く働いてもらえるように配慮したいと考えているが、④について確約できる立場ではない」との回答があった。
- ⑥ また、病院側より「組合員だけを特別扱いはできない」との発言があったが、それに対して組合としては、「通常の業務への取り組みに加えて、組合活動をやっている人たちというのは病院全体の改善のために努力しようという意欲のある人たちである。意欲のある人もない人も一律に同じ扱いというのはむしろ悪平等になる。主体的に組織を改善しようという意欲についてもきちんと評価してほしい。そうすることで、組織が活性化するはずだ」と回答した。
- ⑦ 組合としても病院長に対して「雇用期限が撤廃されるなど制度が変わった場合には、現在 6 時間パートで契約職員に契約変更を希望している人の意向を十分に配慮して対応すること」を求めることとし、この旨を病院長に伝えてもらえるよう要望した。

以上